

市役所からのお知らせ

行政相談所

問合せ先 || 総務課行政係 ☎ 内線 3221
鷹島支所市民課 ☎ 内線 603・11

市役所や国・県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

【日時】

4月9日(木) 午前10時～午後4時

【場所】

市役所別館会議室(旧多目的相談室)

【行政相談委員(敬称略)】

川畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724
青木サチ ☎ 0956-74-0456

●鷹島会場

【日時】

4月9日(木) 正午～午後4時

【場所】

鷹島支所教養室

【行政相談委員(敬称略)】

小田鐵三郎 ☎ 0955-48-2444



市役所の組織を再編しました

問合せ先 || 総務課行政係

☎ 内線 321

4月1日から、福祉事務所と健康ほけん課で行っている高齢者福祉や介護保険事業などの窓口を一元化するため「長寿介護課」を新たに設置しました。

また、国が推進する地方創生総合戦略に対応するため、まちづくり推進課の名称を「政策企画課」とし、同課に「まつうら創生推進室」を設置しました。

そのほか、年金業務は健康ほけん課へ、国内・国際交流事業の実施は、生涯学習課へ移すなど業務の一部を再編しました。

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

問合せ先 || 税務課固定資産税係

☎ 内線 111、112

平成27年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧とは、固定資産税の納税者が、ほかの土地や家屋と比較して価格が適正であるかどうかを確認するための制度で、無料で縦覧できます。詳細は市報3月号をご覧ください。

【縦覧期間】

4月1日～6月1日(土・日・祝日は除く)

【縦覧場所】

税務課・福島支所・鷹島支所

浄化槽設置整備事業補助金

問合せ先 || 市民生活課生活環境係

☎ 内線 143

浄化槽設置整備事業補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道認可計画区域および漁業集落排水処理施設整備区域以外の市内全域で合併処理浄化槽(台所やお風呂の生活排水をし尿と合わせて処理する浄化槽)を設置する者に対して交付している補助金です。

平成27年度に合併浄化槽の設置を予定している人は、ぜひ活用ください。交付申請は工事着手前日までに手続きをしてください。なお、受付は予算がなくなり次第終了します。

【補助金額】

5人 槽 ↓ 332,000円
6～7人 槽 ↓ 414,000円
8～50人 槽 ↓ 548,000円

定住支援制度を見直します

問合せ先 || 政策企画課企画統計係

☎ 内線 315、316

「ふるさと就職奨励金」と「賃貸住宅入居費補助金」の二つの制度は、平成27年度中に見直しを行います。

既存制度の対象者について、移行期間を設けて受け付けを行います。申請漏れがないように手続きをお願いします。

●ふるさと就職奨励金

転入または学校卒業から1年以内

に就職し、引き続き市内に5年以上居住する場合に奨励金を交付します。

【対象者】

- ・平成22年4月1日から平成27年3月31日までに就職した人
- ・新規学卒者の場合は30歳未満
- ・U・Iターン者の場合は45歳未満

【登録申請期限】

平成28年3月31日
※就職日から2年以上経過している場合、奨励金額の減額措置あり

【金額】

最大30万円(最長5年間で分割交付)

●賃貸住宅入居費補助金

松浦市に転入する際に賃貸物件に入居し、引き続き市内に1年以上居住する場合に補助金を交付します。

【対象者】

- ・平成27年3月31日までに賃貸住宅に居住し転入した人
- ・新規転入者(3年以上市外に住所を移していたU・Iターン者を含む)

【申請期限】

転入した日から1年以内

【金額】

基本額10万円(世帯員3人目から1万円加算)

《新制度について》

既存の「ふるさと就職奨励金」「賃貸住宅入居費補助金」の対象とならない平成27年4月1日以降の就職者および転入者については、新たな制度の対象者として申請できるように準備を進めています。詳細が決まりましたら市報などでお知らせします。

「すつきり元気教室」に参加しませんか？

問合せ先

松浦市地域包括支援センター ☎内線 178
 福島保健センター ☎0265-41-3005
 鷹島支所市民課 ☎0265-48-311

松浦市では、介護が必要な状態になるのを予防し、いつまでも元気に生活するための教室を開催しています。週に1回、頭と体の体操やレクリエーションなどを行います。お気軽にご参加ください。また、この教室ではボランティアスタッフも募集しています。

【対象者】

市内在住で要介護認定を受けていないおおよね65歳以上の人

【日時】

平成27年4月から平成28年3月まで

志佐・福島：毎週水曜日

今福・鷹島：毎週木曜日

午前9時30分（志佐は9時40分）から1時間半程度

【会場】

（志佐）きらきら21、（今福）東部交流センター、（福島）福島保健センター、（鷹島）鷹島支所

【参加費】 無料

※内容によって実費を伴う場合があります

【定員】

志佐15人、今福20人
 福島10人、鷹島10人

【申込期限】

4月14日（火）



障害のある人が受給できる各種手当

問合せ先 福祉事務所障害福祉係

☎内線 157

身体または精神に重度の障害を持っている人で、障害の程度などが手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。申請には専門医の診断書が必要です。

●障害者

《特別障害者手当》

【申請できる人】

20歳以上で、日常生活で重度の障害の状態にあるため常時介護が必要なる人（障害年金との併給は可能です）

【申請できない人】

①病院などに継続して3カ月を超えて入院している人

②施設などに入所中の入所中の人

③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）

【手当月額】 26,620円

（支給月 5月・8月・11月・2月）

●障害児

《障害児福祉手当》

【申請できる人】

20歳未満で、日常生活で重度の障害の状態にあるため常時介護が必要な人

【申請できない人】

①障害を支給理由とする公的年金などを受けている人

②施設などに入所中の入所中の人

③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）

【手当月額】 14,480円

（支給月 5月・8月・11月・2月）

《特別児童扶養手当》

【申請できる人】

20歳未満の障害のある児童を監護する父母（または養育者）

【申請できない人】

①障害を支給理由とする公的年金などを受けている児童の父母

②施設などに入所中の児童の父母

③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）

【手当月額】 1級 51,100円

2級 34,030円

（支給月 4月・8月・11月）

生活困窮者への支援制度が始まります

問合せ先 福祉事務所福祉総務係

☎内線 153

4月から生活困窮者への支援制度が始まります。

この制度は、経済的な問題など、さまざまな理由により生活に困窮した人の自立の手助けを行うことを目的としています。

松浦市では①自立相談支援事業、②住居確保給付金事業の二つの事業を行い、相談内容に応じて、支援員がほかの専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。まずはお気軽にご相談ください。

国民年金保険料の納付について

問合せ先

健康けんぽ保・年金係 ☎内線 125
 佐世保年金事務所 ☎34-1189
 長崎県国民年金基金 ☎020-654192

国民年金保険料は、毎月納付する方法と、6カ月・1年・2年分前納する方法があります。より多くの老齢基礎年金を希望する人は、付加保険料として毎月400円を追加することができます。

また、老齢基礎年金に上乘せすることができる「国民年金基金」という制度もあります。市役所では、国民年金基金の相談・お申し込みはできませんので、直接長崎県国民年金基金へおたずねください。

鷹島モンゴル村をリニューアルします

問合せ先 鷹島支所地域振興課

☎内線 60317

鷹島モンゴル村のリニューアルを行います。小動物と触れ合える屋内型のペットアニマルワールドなどの「ふれあい動物園」を新設し、現在のレストハウスをモンゴル国との関係などを紹介する資料館および展示室などとして整備し、7月中旬のリニューアルオープンを予定しています。

工事に伴い、4月1日からリニューアルオープンまでの間、温泉センターのみの営業となりますので、ご理解ご協力をお願いします。リニューアル後の鷹島モンゴル村をお楽しみに！